

## 骨盤外科機能温存研究会ホームページ広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、骨盤外科機能温存研究会事務局が管理するホームページ(以下「研究会ホームページ」という。)に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告を掲載する者(以下「広告主」という。)の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

### (広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告を掲載する位置及び枠数は、研究会事務局が別に定める。

### (広告の掲載基準)

第4条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、医療関係の公共性、社会的信頼性、品位等を損なうおそれがないものとし、次のいずれかに該当するものは掲載しない。

- (1) 法令等に反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (4) 思想、信条、政治又は宗教に関するもの
- (5) 意見又は個人の氏名を広告するもの
- (6) 第三者をひぼう、中傷又は排斥するおそれのあるもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (8) その他本ホームページに掲載する広告として適当でないと代表世話人が認めるもの

### (広告の種類及び規格等)

第5条 次の各号に掲げる事項は、骨盤外科機能温存研究会事務局が別に定める。

- (1) 広告の種類
- (2) 広告の規格
- (3) 広告の禁止表現

### (広告掲載の期間)

第6条 広告を掲載する期間は、6ヶ月間とする。

2 広告を掲載する開始日(以下「掲載開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。

3 広告を掲載する終了日(以下「掲載終了日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

4 前 2 項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日が土曜日若しくは日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日又は 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日に当たる場合の掲載開始日及び掲載終了日は、骨盤外科機能温存研究会事務局が別に定める。

(広告掲載の募集方法)

第 7 条 広告の募集は、骨盤外科機能温存研究会事務局と広告掲載取扱業務契約を締結した広告取扱業者(以下「広告取扱業者」という。)が行うものとする。

(広告取扱業者)

第 8 条 広告取扱業者は、骨盤外科機能温存研究会事務局が指名した業者とする。

(広告掲載の申込み等)

第 9 条 ホームページへの広告の掲載を希望する者は、広告取扱業者に広告の掲載を申し込むものとする。

2 広告取扱業者は、前項の申込みがあった場合は、第 4 条及び第 5 条の規定により審査を行うとともに、掲載の可否について骨盤外科機能温存研究会事務局と協議し、承認を得なければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第 10 条 広告取扱業者は、第 4 条及び第 5 条により作成した広告原稿を、原則として掲載開始日から起算して 7 日前の日までで骨盤外科機能温存研究会事務局が指定する日までに、骨盤外科機能温存研究会事務局が指定する場所に提出するものとする。

2 骨盤外科機能温存研究会事務局は、第 1 項の規定により提出された広告原稿の内容が、第 4 条又は第 5 条の規定に反すると判断した場合は、広告主又は広告取扱業者に修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第 11 条 広告の掲載料(以下「広告掲載料」という。)は、骨盤外科機能温存研究会事務局が定める。

2 広告主は、広告取扱業者が定める手続に従い、広告取扱業者に広告掲載料を支払うものとする。

(広告掲載の方法)

第 12 条 骨盤外科機能温存研究会事務局は、第 11 条の規定により提出された広告原稿を原則として掲載開始日の前日の午後 1 時から午後 5 時までの間に掲載するものとする。

2 骨盤外科機能温存研究会事務局は、前項の規定により掲載した広告を原則として掲載終了日の午後 1 時から午後 5 時までの間に削除するもの

とする。

(広告内容の修正)

第 13 条 骨盤外科機能温存研究会事務局は、広告の内容等が各種法令又は当該要綱等に違反している、若しくは恐れがある、若しくは誤りがあると判断したときは、いつでも、広告主又は広告取扱業者に修正を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第 14 条 骨盤外科機能温存研究会事務局は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 第 4 条又は第 5 条の規定に反すると認めるとき

(2) 第 13 条の規定による広告内容の修正が行われなるとき

(広告掲載の取下げ)

第 15 条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により、広告取扱業者に申し出なければならない。

3 前項による申し出があった場合、広告取扱業者は、その旨骨盤外科機能温存研究会事務局に報告するものとする。

(広告の変更)

第 16 条 広告主は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができない。ただし、

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、第 10 条の規定に準じて、広告原稿の作成及び提出を行うものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第 10 条第 2 項の規定に準じるものとする。

(リンク先の変更)

第 17 条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して 7 日前までに、広告取扱業者に届け出るものとする。

2 広告取扱業者は、前項の届け出があった場合は、直ちに第 4 条の規定により審査を行うとともに、リンク先の変更の可否について骨盤外科機能温存研究会事務局と協議しなければならない。

(広告主の責務)

第 18 条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主

の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、骨盤外科機能温存研究会事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。